◎新潟県告示第608号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

	検査日時	検査場所	検査区域等
6月13日(月)	午前10時から正午まで	コミュニティホールさわらび	南魚沼市全域
	午後1時から4時まで		
6月14日 (火)	午前9時から正午まで		
	午後1時から4時まで		
6月15日 (水)	午前9時から正午まで	塩沢公民館	
6月16日 (木)	午後1時から4時まで		
6月17日(金)	午前9時から正午まで		
6月20日 (月)	午前10時から正午まで	勤労青少年ホーム	
	午後1時から4時まで		
6月21日 (火)	午前9時から正午まで		
6月22日 (水)	午後1時から4時まで		
6月23日 (木)	午前9時から正午まで		
6月24日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
29年3月15日まで。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則
ただし、土・日曜日			(平成5年通商産業省
及び祝日並びに12			令第70号)第39条第1項
月29日、12月30日、			に規定する特定計量器
平成29年1月2日、			
1月3日を除く。			

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会